

(別紙3－5 きはだ（中西部太平洋条約海域）)

第1 水産資源

水産資源の名称 きはだ（中西部太平洋条約海域）

水産資源の定義 きはだのうち、西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約第3条1に規定する条約区域において漁獲されるものをいう。

第2 資源管理の目標

中西部太平洋まぐろ類委員会（以下この別紙において「W C P F C」という。）での合意等に従い、暫定的に、漁獲がないと仮定した場合に推定される親魚資源量に対する実際の親魚資源量の割合の平成24年（2012年）から平成27年（2015年）までの期間における平均値以上に維持する。

第3 漁獲シナリオ

W C P F Cで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

W C P F Cで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による

法第124条第1項の協定の締結を促進する。

(注) W C P F Cで決定されている保存管理措置において、以下のとおり、我が国の一
部の漁業種類（一本釣り漁業）について漁獲上限が設定されており、これを遵守することとする。

一本釣り漁業 114,573トン（めばち、きはだ及びかつお3種の合計値）

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。